

# 「個人住民税特別徴収税額通知の電子化に係るソフトウェア開発事業及びマイナンバー対応に係るソフトウェア開発事業」について

## 一般社団法人 地方税電子化協議会

### 1 地方税電子化協議会について

#### ・はじめに

地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）は、地方公共団体の相互協力を基本理念とし、納税者の利便性の向上と地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的に平成15年8月に設立されました。協議会が開発・運用する地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」は、平成17年1月に稼働し、今年で12年目を迎えました。当初はわずか6府県で法人道府県民税・法人事業税及び固定資産税（償却資産）の3税目について電子申告の受付を開始しました。

その後、全国市町村振興協会から地方税電子申告・納税システム市町村導入促進事業に対する助成金を受けたことをはじめとし、多くの団体から御理解・御支援を得られたことにより、平成21年3月には個人住民税における公的年金からの特別徴収に係る経由機関として総務大臣から指定され、平成22年4月には全ての都道府県・市区町村がeLTAXに接続しました。そして、その年の12月には、国税連携ネットワークシステムを運営する法人として総務大臣から指定を受けました。

さらに、平成25年11月には、全市区町村において個人住民税に係る給与支払報告書等の受付が可能となり、平成27年4月には法人市町村民税、平成27年12月には固定資産税（償却資産）の電子申告の受付が可能となりました。このようにeLTAXは、全都道府県・市区町村の加入が

実現し、全地方公共団体が接続している社会インフラとして、税務事務の効率化と納税者の利便性の向上に努めているところです。

#### ・eLTAXの事業について

eLTAXで実施している事業は、「電子申告等事業」、「年金特徴事業」、「国税連携事業」の3つの事業に大別されます。

電子申告等事業は、地方税の申告、申請、届出及び納税の手続を電子的に行うために、申告書等をeLTAXで一括して受け付け、その後、各地方公共団体に配信するシステムを運用する事業です。

平成17年1月のeLTAX稼働開始とともにサービスが始まり、電子申告の受付を行っている税目は、都道府県税では、法人道府県民税、法人事業税、(地方法人特別税)、個人道府県民税、市町村税では、法人市町村民税、個人市町村民税、固定資産税（償却資産）、事業所税となっています。加えて、法人設立・設置届出書や法人異動届出書の提出、電子納税に対応する機能を備えています。

年金特徴事業は、年金を支給する年金保険者と市区町村間で行われる、公的年金からの個人住民税の特別徴収（天引き）及び公的年金等支払報告書に関するデータの授受を行うためのシステムである、経由機関システムを運用する事業です。

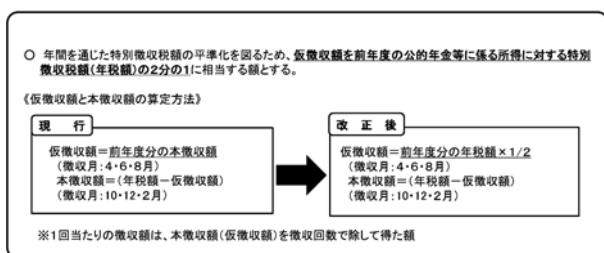
公的年金受給者の納税の便宜や、市区町村における徴収の効率化を図るため、平成21年度の税制改正により、平成21年10月支給分の公的年金から個人住民税が特別徴収（年金特徴）され

図表1 電子申告等システムの主な利用件数の推移  
(単位：件)

年度	電子申告			申請・届出	電子納税
	法人道府県民税、法人事業税、地方法人特別税	法人市町村民税	個人住民税		
平成23年度	1,526,674	1,258,719	1,495,766	65,659	6,860
平成24年度	1,735,295	1,572,781	1,960,421	165,323	9,802
平成25年度	1,935,319	1,889,190	3,183,162	228,695	13,445
平成26年度	2,144,997	2,213,267	3,877,599	306,020	17,112
平成27年度	2,338,428	2,426,354	4,493,503	413,770	24,810

ることとなりました。この公的年金からの特別徴収制度は、年6回の徴収のうち、4・6・8月の仮徴収額は前年度の本徴収額（10・12・2月分）を3で割った額になりますので、ある年度の特別徴収税額が大きく増減した場合、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまい、その状態が翌年度以降も継続してしまうことから、納税者に不信感を与えるという制度上の問題がありました。これを解消するために、平成25年度税制改正において見直しが行われ（図表2）、平成28年10月からの運用開始に向け、システムの改修を実施しているところです。

図表2 公的年金からの特別徴収制度の見直しについて



国税連携事業は、国税庁から送信される所得税確定申告書等のデータを受信し、各地方公共団体に振り分ける国税連携システムを運用する事業です。

システムの運用前は、個人住民税の賦課等に必要となる所得税の申告情報は、地方公共団体職員が所管の税務署において、納税者が提出し

た確定申告書等を閲覧し、収集する必要がありましたが、平成23年1月から国税連携システムの運用を開始したことにより、この事務負担が大幅に軽減されることとなりました。国税連携システムは、図表3のとおり毎年度おおよそ8千万件という膨大なデータを受信していることから、事務の効率化の程度が推測できます。

さらに、平成25年度から、法定調書データの受信と、市区町村からの扶養是正情報等のデータの送信も可能になるなど、国税連携システムはさらに利便性が増しています。なお、この事業は、全国市町村振興協会の平成25年度助成事業（国税連携の拡大に対するシステム改修事業）として御支援賜りましたことを申し添えます。

図表3 国税連携システムの送受信件数

(単位：件)

年度	所得税確定申告書	法定調書	扶養是正情報等
平成23年度	88,829,562	—	—
平成24年度	76,741,208	—	—
平成25年度	75,028,752	48,394	280
平成26年度	85,226,592	43,356	1,124
平成27年度	80,761,332	42,731	903

※法定調書、扶養是正情報等は1件のファイルに最大2,000名分のデータが格納されている。

## 2 助成事業① 個人住民税特別徴収税額通知の電子化に係るソフトウェア開発事業について

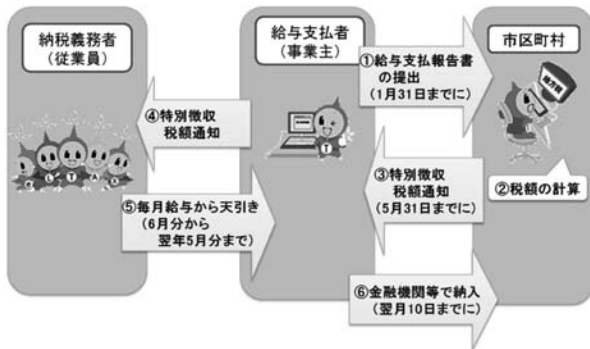
### ・個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が毎月、納税義務者（従業員）に支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者の代わりに市区町村へ納入する制度です。

「地方税法」(昭和25年法律第226号) 第321条の3において、納税義務者が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当該年度の当初（4月1日）に給与の支払いを受けている場合は、特

別徴収することとされています。さらに、同法第321条の4では、市区町村は、所得税の源泉徴収義務がある事業者について、当該市区町村の条例により特別徴収義務者として指定し、個人住民税を特別徴収させることが義務付けられています。

図表4 特別徴収による納付の流れ



#### ・特別徴収税額通知の電子化に至る背景

特別徴収税額通知は、地方税法第43条において、「特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書」と明記されており、この送付については、同法第13条において、「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。」とあるように、書面で送ることとされています。

このように、税の書類に限らず、行政手続の中には、書面による手続を前提に法制化したものが多くあります。そこで、行政手続のオンライン化を進めるに当たり、平成15年2月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)(以下「行政手続オンライン化法」という。)が施行されました。同法第4条第1項において、「行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。）を使用して行うことができる。」とされ、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年総務省令第48号)(以下「情報通信技術利用法施行規則」という。)において、地方税法第13条及び第43条が適用されたことにより、オンラインによる送付が法的に可能となりました。

eLTAXでは、従前より特別徴収税額通知を電子データで送付する機能を提供してきました。しかし、電子データで送付する税額通知には法的な効力が無く、原本となる紙媒体の送付についても同時に必要とされることから、特別徴収義務者は、電子データを受け取った上で、さらに、紙媒体の税額通知についても受け取る必要がありました。

このように、電子データを受け取っても管理が煩雑になるという不便な状況となっていたため、経済界等から、特別徴収税額通知の電子化を含めた住民税特別徴収に関する手続全般の電子化、オンライン化を求める声がありました。

これを受け、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」が内閣総理大臣に提出した「規制改革に関する第2次答申」を踏まえ、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。」という方針が示されました。

電子署名については、行政手続オンライン化法第4条第4項において、「行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつ

て当該署名等に代えることができる。」としており、情報通信技術利用法施行規則第8条第2項において、「情報通信技術利用法第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。」というように法的根拠が示され、先述しましたオンライン送付と同様に、地方税法第43条（特別徴収税額通知）が適用されています。

### ・特別徴収税額通知の「到達」の扱いについて

電子化の仕組みを構築するに当たり、市区町村には、税額通知が特別徴収義務者に届いたことをどのように確認すれば良いのかという懸案がありました。それは、行政手続オンライン化法第4条第3項において、「第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。」とされていることから、特別徴収義務者が電子データをダウンロードしない限り「到達」したこととはならないためです。そのため、市区町村が特別徴収義務者に送信した税額通知の状態を市区町村側で確認できる仕組みを検討していたところでしたが、「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、「電子情報処理組織（eLTAX）により行う給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知の内容が電子情報処理組織に記録され、市町村が、その旨を事前に登録された当該特別徴収義務者の電子メールアドレス宛に送信したときに、到達したものとみなすものとする。」とされ、平成28年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する等の法律」第321条の4第7項及び第8項に規定されたことから、市区町村側の到達確認作業が不要となりました。

### ・機能改修について

先述しましたとおり、eLTAXでは、市区町村から特別徴収義務者に対する特別徴収税額通知の内容を電子データで送付する機能を既に提供しており、約6割の市区町村で利用されてきま

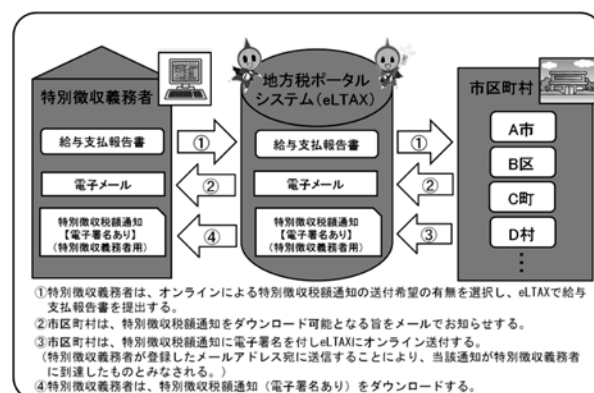
した。しかし、改修前のシステムでは、電子署名を付すことができず、法的な効力を持たせることができなかったため、法的効力を持った税額通知の電子データを授受できるように、eLTAXの機能改修を行う必要がありました。

主な改修内容としては、

- ①市区町村が税額通知に電子署名を付与することができる改修
- ②非改ざん性を実現できる改修
- ③特別徴収義務者が電子署名及び証明書の検証を行うことができる改修
- ④市区町村及び特別徴収義務者において、一定の期間を過ぎた税額通知を参照できなくする機能を付する改修
- ⑤特別徴収義務者が希望する受取方法（電子ファイルまたは紙媒体）を市区町村に伝える仕組みを付する改修
- ⑥特別徴収義務者等が、電子化に対応している市区町村を把握できる改修
- ⑦電子データにおいても紙媒体の税額通知と同様の内容閲覧及び印刷等ができる機能をPCdesk（電子申告等に対応した無償提供ソフト）に追加する改修が挙げられます。

この改修により、特別徴収義務者は、電子化に対応した市区町村へ給与支払報告書を提出する際に、オンラインによる特別徴収税額通知の受取を希望することで、電子署名が付与された税額通知を受け取ることが可能になります。

図表5 特別徴収税額通知の電子化イメージ



この電子化に平成28年度から対応することを表明した市区町村は、52団体（平成28年5月13日時点）となっています。

### 3 助成事業② マイナンバー対応に係るソフトウェア開発事業について

#### ・機能改修について

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、平成27年10月から個人及び法人それぞれに12桁の個人番号及び13桁の法人番号(以下「マイナンバー等」という。)が付番されました。平成28年1月からは制度運用が開始され、地方税分野においては、地方公共団体が賦課徴収のために必要とする情報を入手する際等に活用することとなりました。そのため、eLTAXにおいては、申告書、申請書等にマイナンバー等の入力を可能とするために、電子申告等システムの該当箇所マイナンバー等の入力欄を設ける改修を行いました。

この改修を行った帳票は、法人住民税の中間・確定申告書をはじめとして45種類に及びました。

図表6 改修した帳票一覧

	総務省令で定めた様式番号等	様式名称
1	第6号様式	中間・確定申告書
2	第6号様式別表1	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書
3	第6号様式別表5	所得金額に関する計算書
4	第6号の2様式	退職年金等積立金に係る確定申告書
5	第7号様式	予定申告書
6	第6号様式別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書
7	第6号様式別表5の2の2	付加価値額に関する計算書
8	第6号様式別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書
9	第6号様式別表5の3	報酬給与額に関する明細書
10	第6号様式別表5の4	純支払利子に関する明細書
11	第6号様式別表5の5	純支払賃借料に関する明細書
12	第6号様式別表14	基準法人所得割及び基準法人収入割額に関する計算書
13	第11号様式	均等割申告書
14	第17号様式	給与支払報告書(総括表)
15	第17号様式別表	給与支払報告書(個人別明細書)
16	第17号様式別表(csv取込対応様式)	給与支払報告書(個人別明細書)
17	第17号の2様式	公的年金等支払報告書(総括表)

	総務省令で定めた様式番号等	様式名称
18	第17号の2様式別表	公的年金等支払報告書(個人別明細書)
19	第17号の2様式別表(csv取込対応様式)	公的年金等支払報告書(個人別明細書)
20	第18号様式	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
21	第5号の8様式	退職所得に係る納入申告書
22	第5号の14様式	退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
23	第20号様式	中間・確定申告書
24	第20号様式別表1	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書
25	第26号様式	償却資産申告書(償却資産課税台帳)
26	第20号様式別表4の3	均等割額の計算に関する明細書
27	第20号の2様式	退職年金等積立金に係る確定申告書
28	第20号の3様式	予定申告書
29	省令外様式	特別徴収切替届出(依頼)書
30	省令外様式	事業所用家屋貸付等申告書(申告者情報)
31	省令外様式	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
32	第22号の3様式	均等割申告書
33	第44号様式	事業所税の申告書
34	第44号様式別表1	事業所等明細書
35	第44号様式別表2	非課税明細書
36	第44号様式別表3	課税標準の特例明細書
37	第44号様式別表4	共用部分の計算書
38	省令外様式(csv取込対応様式)	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
39	第13号の2様式	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
40	第14号様式	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書
41	省令外様式	法人設立・設置届出書
42	省令外様式	異動届
43	省令外様式	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
44	省令外様式	事業所等新設・廃止申告書
45	第18号様式(csv取込対応様式)	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

また、利便性をさらに高めるために、利用者(法人)がeLTAXの利用届出(初回)を行う際、

法人番号を入力できるようにし、以後、利用者（法人）が申告をする際に、申告書の該当箇所全てに自動で法人番号を反映させるよう、システム改修を進めていますが、この機能は平成28年9月頃に利用できる予定です。この改修は、申告書への法人番号の入力ミスを防ぎ、地方公共団体の担当職員の事務負担軽減にもつながります。

## 4 eLTAXに係る今後の動向について

### ・給与支払報告書、源泉徴収票の電子的提出一元化

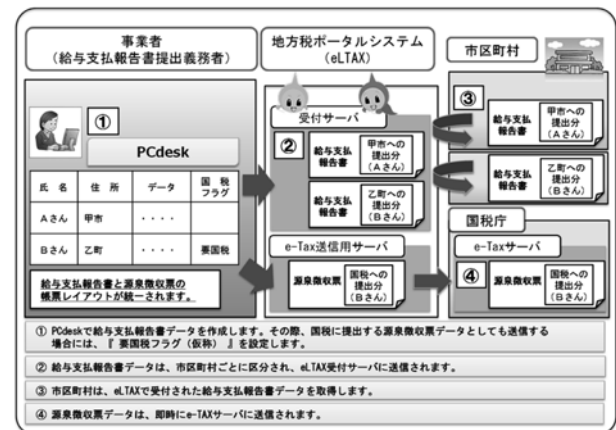
平成25年11月8日の政府税制調査会・マイナンバー・税務執行ディスカッショングループにおいて、「企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。」という問題点が指摘されました。そして、オンラインによる提出も同様に、e-Tax、eLTAXで提出する必要があるため、「源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス（地方税ポータル）に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。」という提案がされました。その後、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（平成27年6月22日 年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定）において「源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みを構築する。」という施策が示されました。

この提案を受け、総務省及び国税庁との度重なる協議の結果、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出の一元化に係る構築スキームを確立し、平成29年1月の運用開始に向けてシステム開発や機器調達等を進めているところです。

### ・マイナポータルとの連携

マイナポータルにおいては、利用者がマイナンバーを使用し、その機能として他のシステムとの連携が図られることから、協議会は、eLTAXにお

図表7 給与支払報告書、源泉徴収票の電子的提出一元化の仕組み



ける影響調査や、システム改修範囲の調査等を実施し、今後の円滑なサービスの提供に向けた準備を行います。

## 5 結びに

協議会が運営するeLTAXは、地方税務行政の電子化を推進するための重要な社会インフラとして位置付けられており、昨今の個人情報漏えいやマイナンバーの運用開始等を背景として、納税者の利便性の向上及び安全性・信頼性をさらに高めたシステムの運営が求められています。

協議会は、IT技術を活用した税務事務の効率化を目指し、協議会に求められる社会的責任をしっかりと果たすとともに、利用者はもとより、会員（地方公共団体）や関係機関・団体の御意見・要請を実現できる道筋を切り開くことが、指定法人として、全ての都道府県、市区町村が接続する唯一の地方税ネットワークシステムを開発・運営する協議会の役割であり使命であると考えます。

関係機関・団体、会員の皆様には、引き続き協議会への御理解と御支援を賜りますことを心からお願い申し上げますとともに、「一般財団法人 全国市町村振興協会 会報」に寄稿する機会をくださいました全国市町村振興協会にお礼を申し上げます。本稿の結びといたします。